

MURAKAMI SHINKIN BANK

REPORT 2026

村 上 信 用 金 庫 の 現 況

資 料 編

財務情報

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第77期 2025年3月31日現在	第78期 2026年3月31日現在
(資産の部)		
現金	1,461	1,483
預け金	9,572	12,643
買入金銭債権	83	44
有価証券	46,438	44,748
国債	2,057	2,183
地方債	3,495	3,577
社債	19,436	18,534
株式	1,927	2,817
その他の証券	19,522	17,634
貸出金	36,977	36,037
割引手形	150	13
手形貸付	2,185	1,513
証書貸付	32,020	32,054
当座貸越	2,620	2,456
その他資産	697	712
未決済為替貸	7	7
信金中金出資金	505	505
前払費用	6	7
未収収益	166	181
その他の資産	10	10
有形固定資産	363	361
建物	82	90
土地	207	207
リース資産	25	23
その他の有形固定資産	47	40
無形固定資産	14	12
ソフトウェア	6	4
その他の無形固定資産	8	8
前払年金費用	30	39
繰延税金資産	156	164
債務保証見返	705	735
貸倒引当金	△ 805	△ 1,020
(うち個別貸倒引当金)	(△ 768)	(△ 979)
資産の部合計	95,697	95,962

科 目	第77期 2025年3月31日現在	第78期 2026年3月31日現在
(負債の部)		
預金積金	85,458	87,420
当座預金	1,620	1,685
普通預金	44,254	44,232
貯蓄預金	394	372
定期預金	34,489	36,283
定期積金	4,114	4,225
その他の預金	585	620
借入金	1,500	16
借入金	—	16
当座借越	1,500	—
その他負債	242	276
未決済為替借	13	12
未払費用	27	59
給付補填備金	1	2
未払法人税等	39	42
前受収益	23	24
払戻未済金	1	2
払戻未済持分	0	0
職員預り金	43	36
リース債務	28	25
資産除去債務	24	24
その他の負債	38	45
賞与引当金	32	30
退職給付引当金	27	25
役員退職慰労引当金	65	45
睡眠預金払戻損失引当金	1	1
偶発損失引当金	41	72
繰延税金負債	—	—
債務保証	705	735
負債の部合計	88,076	88,623
(純資産の部)		
出資金	367	360
普通出資金	367	360
利益剰余金	8,071	8,120
利益準備金	371	367
その他利益剰余金	7,700	7,753
特別積立金	7,175	7,275
(地域奉仕積立金)	(200)	(200)
(本店建設積立金)	(500)	(500)
当期末処分剰余金	525	478
会員勘定合計	8,439	8,481
(うち有価証券評価差額金)	△ 818	△ 1,141
評価・換算差額等合計	△ 818	△ 1,141
純資産の部合計	7,620	7,339
負債及び純資産の部合計	95,697	95,962

● 損益計算書

(単位：千円)

科 目	第77期 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	第78期 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
経常収益	1,434,795	1,588,141
資金運用収益	1,307,318	1,454,908
貸出金利息	622,423	661,268
預け金利息	86,582	126,979
有価証券利息配当金	587,685	655,016
その他の受入利息	10,627	11,643
役務取引等収益	98,159	87,048
受入為替手数料	33,001	33,767
その他の役務収益	65,158	53,281
その他業務収益	13,254	12,547
国債等債券売却益	962	380
その他の業務収益	12,292	12,167
その他経常収益	16,062	33,637
償却債権取立益	658	36
株式等売却益	14,534	32,952
その他の経常収益	870	648
経常費用	1,294,410	1,446,159
資金調達費用	44,518	161,234
預金利息	42,124	158,421
給付補填備金繰入額	1,255	2,347
借入金利息	923	271
その他の支払利息	215	194
役務取引等費用	95,356	95,343
支払為替手数料	10,496	10,721
その他の役務費用	84,860	84,622
その他業務費用	1,339	46,078
国債等債券売却損	995	2,469
国債等債券償還損	53	43,443
その他の業務費用	291	165
経費	903,042	858,784
人件費	635,509	584,272
物件費	244,522	250,241
税金	23,010	24,270
その他経常費用	250,154	284,718
貸倒引当金繰入額	227,866	248,724
その他資産償却	1,268	1,784
その他の経常費用	21,019	34,209
経常利益	140,384	141,982
特別利益	—	42
固定資産処分益	—	42
特別損失	408	3,130
固定資産処分損	408	3,130
税引前当期純利益	139,976	138,893
法人税、住民税及び事業税	77,998	86,189
法人税等調整額	△ 9,138	△ 7,788
法人税等合計	68,860	78,400
当期純利益	71,115	60,492
繰越金(当期首残高)	454,141	417,581
当期末処分剰余金	525,257	478,074

● 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第77期 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	第78期 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
当期末処分剰余金	525,257,827	478,074,053
利益準備金取崩額	3,341,700	6,878,500
計	528,599,527	484,952,553
剰余金処分額	111,018,210	110,792,504
普通出資に対する配当金	(年3.00%) 11,018,210	(年3.00%) 10,792,504
特別積立金	100,000,000	100,000,000
繰越金(当期末残高)	417,581,317	374,160,049

当金庫では、2024 年度及び 2025 年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について、信用金庫法第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づき、高志監査法人の監査を受けております。

2025 年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2026 年 6 月 26 日

村上信用金庫

理事長 **五十嵐和明**

● 貸借対照表(第78期)の注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 3年～65年 |
| その他 | 3年～20年 |
4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査管理部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は157百万円であります。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)
- | | |
|-----------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,796,855百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | |
| と最低責任準備金の額との合計額 | 1,828,746百万円 |
| 差引額 | △31,890百万円 |
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和7年3月31日現在) 0.0801%
- ③ 補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円及び別途積立金95,415百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7か月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金14百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- | | |
|-------|----------|
| 貸倒引当金 | 1,020百万円 |
|-------|----------|
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計指針として6.に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 繰延税金資産 164百万円
- 繰延税金資産の認識は、収支予想に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。
- 当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額36百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額 1,529百万円
16. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他の資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
- | | |
|---------------------|----------|
| 破産更生債権並びにこれらに準ずる債権額 | 832百万円 |
| 危険債権額 | 1,808百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 8百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | -百万円 |
| 合計額 | 2,649百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

17. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13百万円であります。
18. 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済、日本銀行歳入代理店、日本銀行入札型電子借入、指定金融機関及び公金収納取扱等の取引の担保として、有価証券110百万円及び預け金2,000百万円を差し入れております。
19. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は165百万円であります。
20. 出資1口当たりの純資産額 1,017円04銭
21. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスクの管理
当金庫は信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業部店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣を含む統合リスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - ② 市場リスクの管理
 - (i) 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、統合リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで統合リスク管理委員会に報告しております。
 - (ii) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
 - (iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の方針に基づき、統合リスク管理委員会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。
このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報はALM作業部会を通じ、理事会及び統合リスク管理委員会において定期的に報告されております。
 - (iv) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫では銀行勘定の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間6か月、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、当事業年度末現在での市場リスク量(損失推定値)は、全体で3,360百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない場合があります。
 - ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
 - (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
22. 金融商品の時価等に関する事項
令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	12,643	12,353	△289
(2) 有価証券	44,744	44,259	△484
満期保有目的の債券	5,800	5,315	△484
その他の有価証券(*3)	38,944	38,944	—
(3) 貸出金(*1)	36,037		
貸倒引当金(*2)	△1,020		
	35,017	34,721	△296
金融資産計	92,404	91,334	△1,070
(1) 預金積金(*1)	87,420	87,296	△123
金融負債計	87,420	87,296	△123

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については23. から24. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は市場金利を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	3
信金中金出資金(*1)	505
合 計	509

(*1) 非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

23. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、26. ままで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	500	503	3
	小 計	500	503	3
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	5,300	4,812	△487
	小 計	5,300	4,812	△487
合 計		5,800	5,315	△484

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,813	298	2,514
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	2,090	1,867	222
	小 計	4,903	2,166	2,736
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	24,295	27,516	△3,220
	国債	2,183	2,568	△385
	地方債	3,577	4,276	△699
	社債	18,534	20,671	△2,136
	その他	9,744	10,403	△658
	小 計	34,040	37,919	△3,878
合 計		38,944	40,086	△1,141

24. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	37	32	—
債券	1,089	0	2
国債	890	0	1
地方債	—	—	—
社債	199	0	0
その他	203	—	43
合 計	1,331	33	45

25. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

なお、その他有価証券で時価のあるものの減損にあたっては、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合は、「著しく下落した」と判断して減損処理を行っております。また、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合は、金融商品会計に関する実務指針に基づき当金庫が制定した基準に該当するものについては減損処理を行っております。

当事業年度における減損処理額はありません。

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、10,000百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが2,548百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	312百万円
その他有価証券評価差額金	324百万円
未収利息	105百万円
減価償却限度超過額	25百万円
有価証券評価損	15百万円
役員退職慰労引当金	9百万円
偶発損失引当金	20百万円
賞与引当金	8百万円
退職給付引当金	7百万円
資産除去債務	6百万円
その他	12百万円
繰延税金資産小計	847百万円
評価性引当額	△672百万円
繰延税金資産合計	175百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	11百万円
繰延税金負債合計	11百万円
繰延税金資産の純額	164百万円

以上

● 報酬体系について

- 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は常勤理事及び常勤監事をいいます。
対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。
(1) 報酬体系の概要
【基本報酬及び賞与】
非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。
そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額につきましては業績等をそれぞれ勘案し決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。
【退職慰労金】
退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。
なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。
a. 算出基準 b. 功勞金 c. 決定方法 d. 支払時期
(2) 2025年度における対象役員に対する報酬等の支払総額(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	69

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は2名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」54百万円、「賞与」4百万円、「退職慰労金」9百万円となっております。
なお、「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金を含んでおります。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。
(3) その他
「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。
- 対象職員等
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、2025年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。
(注) 1. 対象職員には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3. 「同等額」は、2025年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 2025年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

経営指標

最近5年間の主要な経営指標の推移

		2021年度 2022年3月末	2022年度 2023年3月末	2023年度 2024年3月末	2024年度 2025年3月末	2025年度 2026年3月末
業務純益	(千円)	145,690	192,261	349,059	371,989	399,563
経常収益	(千円)	1,197,133	1,222,715	1,324,571	1,434,795	1,588,141
経常利益	(千円)	151,819	197,312	113,049	140,384	141,982
当期純利益	(千円)	97,335	170,917	56,995	71,115	60,492
総資産額	(百万円)	103,358	100,536	99,189	95,697	95,962
純資産額	(百万円)	8,893	8,292	8,979	7,620	7,339
預金積金残高	(百万円)	86,313	86,367	85,841	85,458	87,420
貸出金残高	(百万円)	37,889	36,675	37,506	36,977	36,037
有価証券残高	(百万円)	42,880	41,994	44,565	46,438	44,748
単体自己資本比率	(%)	21.11	20.90	22.33	21.15	21.39%
出資総額	(百万円)	384	381	371	367	360
出資総口数	(千口)	7,683	7,629	7,421	7,354	7,216
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	(千円) (円)	11,476 (1.5)	15,234 (2.0)	11,111 (1.5)	11,018 (1.5)	10,792 (1.5)
役員数	(人)	10	10	10	10	10
うち常勤役員数	(人)	5	5	6	6	5
職員数	(人)	93	92	89	82	83
会員数	(人)	8,583	8,495	8,328	8,208	8,114

主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益

(単位：千円)

	2024年度	2025年度
資金運用収支	1,262,800	1,293,674
資金運用収益	1,307,318	1,454,908
資金調達費用	44,518	161,234
役務取引等収支	2,803	△8,294
役務取引等収益	98,159	87,048
役務取引等費用	95,356	95,343
その他の業務収支	11,914	△33,530
その他業務収益	13,254	12,547
その他業務費用	1,339	46,078
業務粗利益	1,277,518	1,251,848
業務粗利益率	1.33%	1.3%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

解 説

業務粗利益は、預金・貸出金・有価証券などの収支を示す「資金運用収支」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等収支」、国債等債券売却益や償還損などの収支を示す「その他業務収支」から構成されています。

業務純益

(単位：千円)

	2024年度	2025年度
業務純益	371,989	399,563
実質業務純益	382,576	403,539
コア業務純益	382,662	449,071
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	382,662	449,071

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■ 資金運用収支の内訳

	平均残高 (百万円)		利息 (千円)		利回り (%)	
	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度
資金運用勘定	95,547	95,669	1,307,318	1,454,908	1.36	1.52
うち貸出金	36,761	35,846	622,423	661,268	1.69	1.84
うち預け金	11,781	13,322	86,582	126,979	0.73	0.95
うち有価証券	46,311	46,501	587,685	655,016	1.26	1.40
資金調達勘定	88,304	88,670	44,518	161,234	0.05	0.18
うち預金積金	88,076	88,616	43,379	160,768	0.04	0.18
うち借入金	184	54	923	271	0.49	0.49

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

解 説

お客さまからお預かりしている預金などの資金調達額とその利息などのコストを表すものと、その資金を当金庫がどのように運用し、どれくらい利息などの収益が上がっているかを示すものとに分かれており、資金の運用・調達の構成を見ることができます。

■ 受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	2024 年度			2025 年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	24,836	119,872	144,709	△1,691	148,264	146,573
うち貸出金	△12,267	△4,311	△16,579	△16,896	57,621	40,724
うち預け金	△18,254	52,257	34,002	11,333	29,063	40,397
うち金融機関貸付等	20,963	6,493	27,457	1,467	△3,347	△1,879
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	34,395	65,432	99,828	2,404	64,926	67,330
支払利息	△585	37,409	36,823	914	117,126	118,040
うち預金積金	△213	36,708	36,494	264	117,124	117,389
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	△372	700	328	649	2	651
うちコマーシャル・ペーパー	—	—	—	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

■ 利鞘

(単位：%)

	2024 年度	2025 年度
資金運用利回り	1.36	1.52
資金調達原価率	1.06	1.13
総資金利鞘	0.30	0.38

解 説

資金運用利回りは、年度内に資金運用で得た利息などを資金運用勘定の期中平均残高で除したものです。一方、資金調達原価率は、預金・積金などの受け入れに伴う支払利息などに人件費・物件費などのいわゆる経費を加算して、これを資金調達勘定の期中平均残高で除したもので、資金調達勘定の利回りに経費率が加算されたものです。

■ 利益率

(単位：%)

	2024 年度	2025 年度
総資産経常利益率	0.14	0.14
総資産当期純利益率	0.07	0.06

(注) 総資産経常(当期純)利益率＝ $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

解 説

総資産利益率は、業務純益から株式売却損益や貸出金償却などの臨時損益を調整したあとの経常利益や、その経常利益から動産不動産処分損の特別損失や税金などを調整したあとの当期利益を総資産でそれぞれ割ったものです。

● 預金に関する指標

■ 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	2024 年度	2025 年度
流動性預金	46,215	46,375
うち有利息預金	39,406	40,238
定期性預金	41,607	41,969
うち固定金利定期預金	37,211	37,788
うち変動金利定期預金	—	—
その他	252	270
計	88,076	88,616
譲渡性預金	—	—
合 計	88,076	88,616

■ 定期預金残高

(単位：百万円)

	2024 年度	2025 年度
定期預金	34,489	36,283
うち固定金利定期預金	34,489	36,283
うち変動金利定期預金	—	—
その他	—	—

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

● 貸出金等に関する指標

■ 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 貸出金平均残高 (単位：百万円)

項 目	2024 年度	2025 年度
手形貸付	1,740	1,614
証書貸付	32,385	31,829
当座貸越	2,505	2,364
割引手形	129	37
合 計	36,761	35,846

■ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 貸出金残高 (単位：百万円)

項 目	2024 年度	2025 年度
貸出金	36,977	36,037
変動金利	9,197	9,040
固定金利	27,780	26,996

■ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 貸出金の担保別内訳 (単位：百万円)

項 目	2024 年度	2025 年度
当金庫預金積金	369	361
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	2,740	2,879
その他	—	—
計	3,110	3,241
信用保証協会・信用保険	11,973	11,637
保証	6,383	5,387
信用	15,509	15,771
合 計	36,977	36,037

債務保証見返の担保別内訳 (単位：百万円)

項 目	2024 年度	2025 年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
計	—	—
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	220	162
信用	485	573
合 計	705	735

■ 使途別の貸出金残高 貸出金使途別残高 (単位：百万円、%)

	2024 年度		2025 年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	12,811	34.6	13,154	36.5
運転資金	24,165	65.4	22,882	63.5
合 計	36,977	100.0	36,037	100.0

■ 預貸率 (単位：%)

	2024 年度	2025 年度
期末預貸率	43.26	41.22
期中平均預貸率	41.73	40.45

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

解 説 預貸率は、お預かりしている預金のうちのどれくらいが貸出として運用されているかを示す指標です。

■ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 貸出金業種別内訳 (単位：先、百万円、%)

業種区分	2024 年度			2025 年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	67	1,678	4.5	63	1,521	4.2
農業、林業	9	92	0.2	11	99	0.2
漁業	4	17	0.0	3	10	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	141	3,823	10.3	132	2,978	8.2
電気・ガス・熱供給・水道業	1	4	0.0	2	7	0.0
情報通信業	1	15	0.0	1	3	0.0
運輸業、郵便業	17	1,226	3.3	20	1,111	3.0
卸売業、小売業	94	2,578	6.9	91	2,343	6.5
金融業、保険業	12	5,283	14.2	11	5,355	14.8
不動産業	27	1,533	4.1	24	1,732	4.8
物品賃貸業	1	49	0.1	1	4	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	5	24	0.0	5	19	0.0
宿泊業	17	801	2.1	15	838	2.3
飲食業	58	520	1.4	60	542	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	36	351	0.9	30	312	0.8
教育、学習支援業	3	28	0.0	2	9	0.0
医療、福祉	13	693	1.8	13	695	1.9
その他のサービス	60	974	2.6	63	996	2.7
小 計	566	19,697	53.2	547	18,583	51.5
国・地方公共団体	5	6,330	17.1	4	6,581	18.2
個人（住宅・消費・納税資金等）	3,194	10,949	29.6	3,089	10,872	30.1
合 計	3,765	36,977	100.0	3,640	36,037	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

● 有価証券に関する指標

■ 有価証券平均残高

(単位：百万円)

区 分	2024 年度	2025 年度
国債	1,888	2,323
地方債	3,675	4,000
短期社債	—	—
社債	19,782	20,786
株式	302	311
外国証券	18,403	16,711
投資信託	2,243	2,349
その他の証券	16	16
貸付有価証券	—	—
合 計	46,311	46,501

■ 預証率

(単位：%)

区 分	2024 年度	2025 年度
期末預証率	54.34	51.18
期中平均預証率	52.58	52.47

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

解 説 預証率は、預金のうちのどれくらいが有価証券に運用されているかを示す指標です。

■ 有価証券の残存期間別残高

2024 年度

(単位：百万円)

科 目	1年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合 計
国債	—	298	—	—	769	988	—	2,057
地方債	—	—	—	61	1,998	1,435	—	3,495
社債	535	1,636	2,434	2,583	6,531	5,715	—	19,436
株式	—	—	—	—	—	—	1,927	1,927
外国証券	500	1,575	3,328	5,017	1,180	1,286	4,224	17,114
その他の証券	—	73	216	—	167	—	1,950	2,408

2025 年度

(単位：百万円)

科 目	1年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合 計
国債	—	199	—	—	1,024	959	—	2,183
地方債	—	—	—	143	2,168	1,266	—	3,577
社債	524	1,702	2,440	2,903	5,703	5,260	—	18,534
株式	—	—	—	—	—	—	2,817	2,817
外国証券	596	3,036	3,653	2,895	959	1,250	2,948	15,341
その他の証券	—	—	169	—	81	—	2,042	2,293

■ 商品有価証券平均残高

該当ございません。

■売買目的有価証券 該当ございません。

■満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	2024 年度			2025 年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	800	806	6	500	503	3
	小 計	800	806	6	500	503	3
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	5,300	4,930	△369	5,300	4,812	△487
	小 計	5,300	4,930	△369	5,300	4,812	△487
合 計		6,100	5,736	△363	5,800	5,315	△484

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。

■子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 該当ございません。

■其他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	2024 年度			2025 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,918	288	1,630	2,813	298	2,514
	債券	207	206	0	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	207	206	0	—	—	—
	その他	2,511	2,360	151	2,090	1,867	222
	小 計	4,637	2,855	1,781	4,903	2,166	2,736
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4	4	△0	—	—	—
	債券	24,781	26,653	△1,871	24,295	27,516	△3,220
	国債	2,057	2,265	△208	2,183	2,568	△385
	地方債	3,495	3,870	△375	3,577	4,276	△699
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	19,229	20,517	△1,287	18,534	20,671	△2,136
	その他	10,910	11,638	△727	9,744	10,403	△658
	小 計	35,697	38,296	△2,599	34,040	37,919	△3,878
合 計		40,334	41,152	△818	38,944	40,086	△1,141

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式及び組合出資金は本表には含めておりません。

■市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	2024 年度	2025 年度
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	3	3
信金中金出資金	505	505
組合出資金	—	—
合 計	509	509

■金銭の信託

■運用目的の金銭の信託 該当ございません。

■満期保有目的の金銭の信託 該当ございません。

■その他の金銭の信託 該当ございません。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 (単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	765	832
危険債権	1,667	1,808
要管理債権	155	8
三月以上延滞債権	72	8
貸出条件緩和債権	83	0
小 計 (A)	2,588	2,649
保全額 (B)	2,195	2,363
個別貸倒引当金 (C)	769	979
一般貸倒引当金 (D)	0	0
担保・保証等 (E)	1,425	1,383
保全率 (B) / (A) (%)	84.80	89.19
引当率 ((C)+(D)) / ((A)-(E)) (%)	66.18	77.39
正常債権 (F)	35,125	34,154
総与信残高 (A) + (F)	37,713	36,803

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。

7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。

8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)です。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024 年度	25	36	—	25	36
	2025 年度	36	40	—	36	40
個別貸倒引当金	2024 年度	574	768	22	551	768
	2025 年度	768	979	33	735	979
合 計	2024 年度	599	805	22	577	805
	2025 年度	805	1,020	33	771	1,020

当金庫では、偶発損失引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

貸出金償却

(単位：千円)

2024 年度	—
2025 年度	—

● 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	2024 年度	2025 年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	8,428	8,470
うち、出資金及び資本剰余金の額	367	360
うち、利益剰余金の額	8,071	8,120
うち、外部流出予定額(△)	11	10
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	36	40
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	36	40
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,464	8,510
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	14	12
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	14	12
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	30	39
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	45	52
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	8,418	8,458
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	37,837	37,470
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,574	△902
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,947	2,053
フロア調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	39,785	39,524
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	21.15%	21.39%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかを判断するための基準(2006年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2024 年度		2025 年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの額の合計	25,963	1,038	25,431	1,017
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	24,654	986	24,226	969
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20	0	20	0
国際開発銀行向け	20	0	20	0
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	130	5	129	5
地方三公社向け	75	3	55	2
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,725	189	5,287	211
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,032	41	1,051	42
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	16,179	647	15,190	607
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,732	69	1,664	66
トランザクター向け	—	—	74	2
不動産関連向け	2,977	119	3,019	120
自己居住用不動産等向け	1,790	71	1,821	72
賃貸用不動産向け	513	20	524	20
事業用不動産関連向け	599	23	595	23
その他不動産関連向け	73	2	79	3
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	2,856	114	2,397	95
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,054	42	668	26
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	99	3	62	2
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	389	15	344	13
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	2,108	84	3,249	129
上記以外	3,113	124	3,178	127
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,253	50	1,250	50
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	505	20	505	20
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	411	16	438	17
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	941	37	984	39

(単位:百万円)

		2024 年度		2025 年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
②証券化エクスポージャー	STC要件適用分	—	—	—	—
	短期STC要件適用分	—	—	—	—
	不良債権証券化適用分	—	—	—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—
	③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,818	112	2,042	81
	ルック・スルー方式	2,818	112	2,042	81
	マンドート方式	—	—	—	—
	蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
	蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
	フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
	④未決済取引	—	—	—	—
	⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,574	△ 62	△ 902	△ 36
⑥CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額(簡便法)	⑦中央清算機関関連エクスポージャー	65	2	42	1
		0	0	0	0
		0	0	0	0
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額		1,947	77	2,053	82
BI		1,298		1,369	
BIC		155		164	
ハ.単体リスク・アセットの額の合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)		27,911	1,116	27,462	1,098

- (注)1. 所要自己資本額＝リスク・アセット等 × 4 %
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額) × 4 %

(2)信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分		信用リスクエクスポージャー期末残高				延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券			
	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度
国内	77,231	79,525	40,987	40,868	25,188	24,495	1,829	1,798
国外	17,239	15,420	4,550	3,227	12,689	12,192	—	—
地域別合計	94,471	94,946	45,537	44,096	37,878	36,688	1,829	1,798
製造業	8,904	8,740	2,959	3,240	5,945	5,499	332	311
農業、林業	92	99	92	99	—	—	—	—
漁業	17	10	17	10	—	—	—	—
鉱業、砕石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	4,244	3,282	3,833	2,988	410	294	181	146
電気・ガス・熱供給・水道業	3,334	3,185	30	36	3,304	3,149	—	—
情報通信業	1,375	1,455	41	33	1,333	1,422	3	3
運輸業、郵便業	3,042	2,936	1,273	1,167	1,768	1,768	9	64
卸売業、小売業	4,544	4,570	2,846	2,931	1,697	1,639	357	316
金融業、保険業	23,080	25,400	5,498	5,664	8,713	8,674	—	—
不動産業	5,869	5,864	3,393	3,589	2,475	2,274	52	50
物品賃貸業	49	4	49	4	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	24	19	24	19	—	—	—	9
宿泊業	801	838	801	838	—	—	302	345
飲食業	520	542	520	542	—	—	98	96
生活関連サービス業、娯楽業	351	312	351	312	—	—	92	105
教育、学習支援業	28	9	28	9	—	—	—	—
医療、福祉	1,743	1,750	712	733	1,030	1,017	—	—
その他サービス	1,569	1,585	1,024	1,046	544	539	162	179
国・地方公共団体等	17,709	18,606	6,330	6,581	10,653	10,408	—	—
個人	10,949	10,872	10,949	10,872	—	—	236	170
その他	6,218	4,855	4,757	3,372	—	—	—	—
業種別合計	94,471	94,946	45,537	44,096	37,878	36,688	1,829	1,798
1 年以下	7,362	7,569	6,326	5,445	1,036	1,120		
1 年超 3 年以下	10,665	12,612	6,353	6,361	3,510	4,938		
3 年超 5 年以下	11,086	11,455	5,253	5,059	5,762	6,094		
5 年超 7 年以下	10,901	11,125	3,239	2,877	7,662	5,942		
7 年超 1 0 年以下	18,974	17,063	3,477	3,995	10,480	9,856		
1 0 年超	20,702	20,003	9,472	9,462	9,425	8,736		
期間の定めのないもの	14,776	15,114	11,412	10,895	—	—		
残存期間別合計	94,471	94,946	45,537	44,096	37,878	36,688		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、固定資産、債務保証等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(12 ページに記載しております。)

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度
製造業	217	258	258	243	－	11	217	246	258	243	－	－
農業、林業	1	0	0	0	－	－	1	0	0	0	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、 砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	23	41	41	57	－	7	23	34	41	57	－	－
電気・ガス・ 熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業	0	3	3	3	－	－	0	3	3	3	－	－
運輸業、郵便業	5	5	5	18	－	－	5	5	5	18	－	－
卸売業、小売業	128	166	166	198	－	10	128	156	166	198	－	－
金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業	13	12	12	29	－	－	13	12	12	29	－	－
物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・ 技術サービス業	－	－	－	3	－	－	－	－	－	3	－	－
宿泊業	73	108	108	207	－	－	73	108	108	207	－	－
飲食業	10	16	16	26	－	－	10	16	16	26	－	－
生活関連サービス業、 娯楽業	63	91	91	90	22	－	40	91	91	90	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他のサービス	17	42	42	80	－	－	17	42	42	80	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	18	22	22	18	－	4	18	18	22	18	－	－
合 計	574	768	768	979	22	33	551	735	768	979	－	－

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024 年度					
現金	1,461	—	1,461	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,367	—	4,367	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	10,411	300	10,411	30	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	100	—	100	—	20	20
国際開発銀行向け	204	—	204	—	20	10
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,306	—	1,306	—	130	10
地方三公社向け	378	—	378	—	75	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	19,113	—	19,113	—	4,725	25
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,710	—	3,710	—	1,032	28
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	30,251	3,637	29,199	948	16,179	54
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	4,680	7,028	4,322	460	1,732	36
トランザクター向け	—	5,188	—	316	—	—
不動産関連向け	7,767	—	7,713	—	2,977	39
自己居住用不動産等向け	6,409	—	6,395	—	1,790	28
賃貸用不動産向け	574	—	573	—	513	90
事業用不動産関連向け	644	—	622	—	599	96
その他不動産関連向け	138	—	121	—	73	60
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	1,904	—	1,904	—	2,856	150
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	929	41	898	3	1,054	117
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	151	—	151	—	99	66
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	3,862	346	3,862	34	389	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	2,108	—	2,108	—	2,108	100
合計					36,379	

(注) 1.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2025 年度					
現金	1,483	—	1,483	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,532	—	5,532	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	11,060	—	11,060	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	100	—	100	—	20	20%
国際開発銀行向け	200	—	200	—	20	10%
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,297	—	1,297	—	129	10%
地方三公社向け	275	—	275	—	55	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	21,287	—	21,287	—	5,287	25%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,708	—	3,708	—	1,051	28%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	29,344	3,637	28,355	964	15,190	52%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	4,602	7,037	4,209	475	1,664	36%
トラザクター向け	—	5,178	—	319	74	23%
不動産関連向け	7,954	—	7,898	—	3,019	38%
自己居住用不動産等向け	6,542	—	6,528	—	1,821	28%
賃貸用不動産向け	592	—	590	—	524	89%
事業用不動産関連向け	678	—	644	—	595	92%
その他不動産関連向け	141	—	132	—	79	60%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	1,598	—	1,598	—	2,397	150%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	714	46	696	4	668	96%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	104	—	104	—	62	60%
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	3,418	289	3,418	28	344	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	2,112	—	2,112	—	3,249	154%
合計					32,110	

(注) 1.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに
リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(0%)	(10%)	(15%)	(20%)	(25%)	(30%)	(31.25%)	(35%)	(37.5%)	(40%)	(43.75%)	(45%)	(50%)	(56.25%)	(60%)	(62.5%)
	2024 年度															
現金	1,461	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,367	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	10,441	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	103	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,306	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	378	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	13,396	—	4,412	—	—	—	—	—	—	1,003	—	100	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	2,006	—	1,102	—	—	—	—	—	—	601	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	—	100	—	8,020	—	—	—	—	—	—	—	—	12,026	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	316	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	316	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	264	89	345	—	—	—	439	—	71	393	—	215	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	264	89	343	—	—	—	439	—	—	393	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	71	—	—	93	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	121	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	90	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	3,896	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	16,375	5,303	—	22,260	89	4,758	—	—	—	439	—	388	13,513	—	315	—

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(70%)	(75%)	(80%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(112.5%)	(130%)	(150%)	(250%)	(400%)	(その他)	合計
	2024 年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,461
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,367
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,441
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	204
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,306
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	378
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	201	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19,113
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,710
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	901	701	300	5,237	-	-	2,860	-	-	-	-	-	-	-	-	30,148
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	3,826	-	-	-	-	640	-	-	-	-	-	-	-	-	4,782
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	316
不動産関連向け	5,017	14	-	-	100	-	-	400	359	-	-	-	-	-	-	7,713
自己居住用不動産等向け	4,855	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,395
賃貸用不動産向け	-	6	-	-	-	-	-	400	-	-	-	-	-	-	-	573
事業用不動産関連向け	161	-	-	-	100	-	-	-	359	-	-	-	-	-	-	622
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	121
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,904	-	-	-	1,904
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	249	-	-	-	-	561	-	-	-	901
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	151	-	-	-	-	-	-	-	-	151
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,896
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	1,693	-	-	-	-	-	415	-	-	2,108
合計	5,918	4,542	501	5,237	100	-	5,595	400	359	-	-	2,465	415	-	-	88,981

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに
リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(0%)	(10%)	(15%)	(20%)	(25%)	(30%)	(31.25%)	(35%)	(37.5%)	(40%)	(43.75%)	(45%)	(50%)	(56.25%)	(60%)	(62.5%)
	2025 年度															
現金	1,483	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,532	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	11,060	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	100	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,297	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	275	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	15,085	—	4,602	—	—	—	—	—	—	1,300	—	100	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	2,005	—	1,002	—	—	—	—	—	—	700	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	—	26	—	8,576	—	—	—	—	—	—	—	—	12,007	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	19	—	33,656	—	—	—	—	—	—	—	41	108	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	278	—	—	—	—	—	—	—	41	—	—	—	—
不動産関連向け	—	3	—	4,941	26	145	—	3	—	94	—	127	897	—	157	—
自己居住用不動産等向け	—	3	—	4,941	26	142	—	—	—	94	—	—	897	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	2	—	3	—	—	—	127	—	—	25	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	132	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	55	—	—	—	—	—	—	—	—	210	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	47	—	—	—	—	—	—	—	—	8	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	3,447	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	18,175	4,794	—	32,546	26	4,747	—	3	—	94	—	169	14,531	—	257	—

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(70%)	(75%)	(80%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(112.5%)	(130%)	(150%)	(250%)	(400%)	(その他)	合計
	2025 年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,483
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,532
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,060
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	200
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,297
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	275
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	100	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	21,287
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,708
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	900	800	200	4,870	—	—	1,939	—	—	—	—	—	—	—	—	29,319
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	932	—	—	—	—	216	—	—	—	—	—	—	—	—	4,684
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	319
不動産関連向け	591	15	—	—	217	—	—	421	251	—	—	—	—	—	—	7,895
自己居住用不動産等向け	416	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,528
賃貸用不動産向け	—	8	—	—	—	—	—	421	—	—	—	—	—	—	—	590
事業用不動産関連向け	175	—	—	—	217	—	—	—	251	—	—	—	—	—	—	644
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	132
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,598	—	—	—	1,598
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	198	—	—	—	—	235	—	—	—	700
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	49	—	—	—	—	—	—	—	—	104
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,447
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,693	—	419	—	—	2,112
合計	1,491	1,748	300	4,870	217	—	2,503	421	251	—	1,693	1,834	419	—	—	91,099

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円、%)

2024年度				
告示で定めるリスク・ウェイトの区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	56,344	4,807	10	56,795
40%～70%	19,489	2,419	10	16,205
75%	1,790	616	10	1,574
80%	501	—	0	501
85%	5,202	2,094	35	5,173
90%～100%	5,365	1,404	15	5,155
105%～130%	768	—	0	760
150%	2,428	11	10	2,399
250%	916	—	0	415
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	1,054	—	—	—
合 計	93,862	11,353	16	88,981

(単位：百万円、%)

2025年度				
告示で定めるリスク・ウェイトの区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	59,864	4,370	10	60,294
40%～70%	16,538	2,401	10	16,544
75%	2,019	724	10	1,748
80%	300	—	0	300
85%	4,898	2,094	35	4,870
90%～100%	2,825	1,412	15	2,721
105%～130%	2,367	—	0	2,366
150%	1,850	8	10	1,834
250%	419	—	0	419
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	91,085	11,011	16	91,099

(注) 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

■信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	696	673	9,547	9,605	－	－

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品の直接取引及び長期決済期間取引はございません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

イ．オリジネーターの場合……該当ございません。

ロ．投資家の場合……該当ございません。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	2024 年度		2025 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	2,051	2,051	2,986	2,986
非上場株式等	3	3	3	3
合計	2,054	2,054	2,990	2,990

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2024 年度	2025 年度
売却益	14	32
売却損	－	－
償却	－	－

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2024 年度	2025 年度
評価損益	1,629	2,514

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額……該当ございません。

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2024 年度	2025 年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	2,818	2,042
マンドート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	－	－

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	3,854	4,434	283	283
2	下方平行シフト	0	0	▲263	▲163
3	スティープ化	3,277	3,812		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	3,854	4,434	283	283
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	8,458		8,418	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

● 定性的開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策と考えております。

3. 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では厳格な自己査定を実施しております。また、信用リスクの計量化に向け、態勢の準備に取り組んでいるところであります。

以上、一連の信用リスク管理の状況につきましては、統合リスク管理委員会及びALM作業部会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は「自己査定基準」及び「資産の償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

ロ. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて次に掲げる事項

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や保証機関による保証等の保全措置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえで契約をいただく等、適切な取扱いに努めております。

パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として当金庫が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続については、当金庫が定める規程等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ信用保証協会、金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が格付を付与している格付により信用度を判定する一般社団法人しんきん保証基金等があります。

また、お客さまが期限利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める規程等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品の直接取引及び長期決済期間取引は該当ございません。

6. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

証券化エクスポージャーは該当ございません。

6の2. CVAリスクに関する事項

CVAリスクは、投資信託等の運用資産の一部に該当リスクが含まれていますが、投資信託等有価証券関連取引については、有価証券に係る運用基準の中で定められている投資枠内での取引に限定しており、適切なリスク管理に努めております。

当金庫はCVAリスク相当額の算出については、簡便法を用いて算出しております。

7. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

また、これらリスクに関しましては、各種委員会におきまして協議検討するとともに、必要に応じて理事会に報告する態勢を整備しております。

ロ. BIの算出方法

事業規模指標 (BI) = 金利要素 (ILDC) + 役務要素 (SC) + 金融商品要素 (FC)

直近3年間の財務データの平均値を使用してBIを計算しています。

ハ. ILMの算出方法

ILMの値に「1」を用いる方法を採用しております。

ニ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ございません。

ホ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無該当ございません。

8. 株式及び自己資本比率告示第70条第2項に規定する株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー(以下「出資金」という。)又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況やストレス・テストなど複合的なリスクの分析を実施し、統合リスク管理委員会や理事会へ報告しています。

一方、非上場株式、政策投資株式等への出資金に関しては、当金庫が定める「資金運用規程」「資金運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告書を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適正なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

A. リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当金庫では、銀行勘定の金利リスク(以下、IRRBB:Interest Rate Risk in the Banking Book ※)を算出し、市場リスクの一つとして厳正な管理に努めています。(※IRRBBとは、市場リスクのうちすべての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。)

B. リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

当金庫では、ALM管理体制のもと、健全性の確保に努めています。

C. 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

D. ヘッジ等金利リスクの削減手法(ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む)に関する説明

当金庫ではヘッジは行っておりません。

ロ. 金利リスクの算定方法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(a)流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(b)流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

(c)流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁の定める保守的な前提を採用しています。

(d)固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の早期解約については、金融庁の定める保守的な前提を採用しています。

(e)複数の通貨の集計方法及びその前提

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。

また、重要性の観点より、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して、金利リスクを算出しています。

(f)スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)

当金庫でのIRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しています。

(g)内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

(h)前事業年度末の開示からの変動に関する説明

前年度と同様の方法で算出しています。

(i)計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

重要性テスト結果と監督上の基準値と比較することで、金利リスクの水準を認識しています。

B. 信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

(a)金利ショックに関する事

△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、統計的手法や過去の事例に基づく金利変動としております。

(b)金利リスク計測の前提及びその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIと大きく異なる点)

当金庫ではリスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをVaRなどにより管理しており、預貸金や債券のVaRに基づくリスク量に上限ガイドラインを設定しております。

具体的には、リスクカテゴリーごとに配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金といった商品ごとのVaR(保有期間6ヶ月、観測期間5年、信頼水準99%)に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や評価損によるロスカットルールを設定することでリスク管理を行っています。

また、当金庫では自己資本の充実度の評価やストレス・テストの実施にあたり、過去の事例や景気シナリオに基づく金利変動による影響を定期的に検証しています。

● 開示項目一覧

このディスクロージャー資料は、信用金庫法施行規則及び金融再生法に定められた開示項目のほか、主要な経営指標などを任意開示項目として盛り込んで作成しております。

	本編	資料編		本編	資料編
1. 金庫の概況及び組織に関する事項			二. 使途別の貸出金残高		
(1)事業の組織	P10	—	ホ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合		
(2)理事及び監事の氏名及び役職名	P10	—	ヘ. 預貸率の期末値及び期中平均値		
(3)会計監査人の氏名	—	P2	④有価証券に関する指標	—	P10
(4)事務所の名称及び所在地	P1	—	イ. 商品有価証券の種類別の平均残高		
2. 金庫の主要な事業の内容	P4	—	ロ. 有価証券の種類別の残存期間別残高		
3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの			ハ. 有価証券の種類別の平均残高		
(1)直近の事業年度における事業の概況	P4	—	二. 預証率の期末値及び期中平均値		
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況	—	P7	4. 金庫の事業の運営に関する事項		
①経常収益			①法令等遵守体制	P15	—
②経常利益又は経常損失			②リスク管理の体制	P14	—
③当期純利益又は当期純損失			③中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	P6-7	—
④出資総額及び出資総口数			④金融ADR制度への対応	P16	—
⑤純資産額			5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項		
⑥総資産額			(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	—	P1,2
⑦預金積金残高			(2)金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①～④までに掲げるものの合計額	—	P12
⑧貸出金残高			①破産更生債権及びこれらに準ずる債権		
⑨有価証券残高			②危険債権		
⑩単体自己資本比率			③三月以上延滞債権(貸出金のみ)		
⑪出資に対する配当金			④貸出条件緩和債権(貸出金のみ)		
⑫役員員数			⑤正常債権		
(3)直近の2事業年度における事業の状況			(3)自己資本の充実の状況について	—	P13
①主要な業務の状況を示す指標			金融庁長官が別に定める事項		
イ. 業務粗利益及び業務粗利益率	—	P7	(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	—	P10,11
ロ. 業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	—	P7	①有価証券		
ハ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	—	P7	②金銭の信託		
二. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	—	P8	(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	—	P12
ホ. 受取利息及び支払利息の増減	—	P8	(6)貸出金償却の額	—	P12
ヘ. 総資産経常利益率、総資産当期純利益率	—	P8	(7)金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	—	P2
②預金に関する指標	—	P8	6. 報酬体系について	—	P6
イ. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他預金の平均残高					
ロ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高					
③貸出金等に関する指標	—	P9			
イ. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高					
ロ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高					
ハ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額					